

平成 28 年 9 月 15 日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後 2 時 0 分 開議)

(出席議員 16 名)

1 番	中 谷 松 助
2 番	福 田 晃 悦
3 番	稲 岡 健太郎
4 番	南 正 紀
5 番	寺 井 強
6 番	堂 下 健 一
7 番	南 政 夫
8 番	下 池 外巳造
9 番	須 磨 隆 正
10 番	越 後 敏 明
11 番	田 中 正 文
12 番	富 澤 軒 康
13 番	櫻 井 俊 一
14 番	林 一 夫
15 番	戸 坂 忠寸計
16 番	久 木 拓 栄

(欠席議員 なし)

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	小 泉 勝
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	守 田 廣 三
総 務 課 長	新 田 辰 巳
富 来 支 所 長	関 田 勝 行
企 画 財 政 課 長	増 田 廣 樹
税 務 課 長	岡 部 亮
住 民 課 長	寺 澤 俊 彦
健 康 福 祉 課 長	川 畑 智

環境安全課長	荒川 仁
商工観光課長兼情報推進課長	浜村 大
農林水産課長	北 富美夫
まち整備課長	細川 一元
富来病院事務長	高野 正
会計管理者(会計課長)	山口 勝好
学校教育課長	山本 政人
生涯学習課長	平井 清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	竹内 伸二
議会事務局参事	村井 直

(議事日程)

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 町長提出 議案第 62 号ないし第 69 号及び認定第 1 号ないし第 12 号
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 3 町長追加提出 議案第 70 号、同意第 1 号及び第 2 号 (提案理由説明、
質疑、委員会付託、委員長報告、討論、採決)
- 日程第 4 委員会提出 発委第 2 号 (趣旨説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 5 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

(開 議)

越後敏明議長 ただ今の出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 諸般の報告

越後敏明議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第2 町長提出 議案第62号ないし第69号及び認定第1号ないし第12号（委員長報告、質疑、討論、採決）

越後敏明議長 次に、町長提出 議案第62号ないし第69号及び認定第1号ないし第12号を、一括して議題とします。

以上の各件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 南政夫君。

南政夫予算決算常任委員会委員長 はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、予算決算常任委員会に付託された平成28年度各会計の補正予算にかかる議案8件及び平成27年度12会計の決算認定について、去る7日、12日、13日の延べ3日間にわたり委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

本委員会につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、審査経過については省略させていただきますが、審査にあたっては、住民福祉の観点はもとより、事業費の適正な支出や行政効果等も含め、各事業の効率的執行など、全般にわたって検討を加え審査したところであります。その結果、議案第62号及び認定第1号については、賛成多数、その他の案件については、全会一致をもって可決または認定すべきものと決した次第であります。

町執行部におかれましては、平成28年度予算の執行及びこれから取りかかる新年度予算の編成には、本委員会の審査において出された意見や要望などを十分考慮され、事業の必要性や費用対効果を十分検討され、住民福祉の向上に努めていただくとともに、行財政改革を不断に実行し、現在、策定中の第2次志賀町総合計画の立案にあたって、健全で計画的な財政運営を図られるよう要望を申し添えまして、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

越後敏明議長 委員長報告を終わります。

（ 質 疑 ）

越後敏明議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(質疑なし)

越後敏明議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

越後敏明議長 これより、各件に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

中谷松助議員 はい議長。

越後敏明議長 1番 中谷松助君。

中谷松助議員 日本共産党の中谷松助です。

私は、第3回定例会に上程されました、議案第62号 平成28年度志賀町一般会計補正予算(第2号)について、反対の討論をいたします。なお、討論のための登壇は1回ですので、のちほど採決のある認定第1号 平成27年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定についても、併せて反対の討論をいたします。

まず、議案第62号 平成28年度志賀町一般会計補正予算(第2号)についてであります。本補正予算につきましては、町道や公営住宅修繕など、全体的に迅速で積極的な地域密着型の施策が盛り込まれています。ただ、依然として、いわゆるマイナンバー制度に関する予算が含まれています。

ご承知のように、マイナンバー制度は、今年1月から一部で利用が行われています。しかし、圧倒的多数の国民にとって、日常的に使う機会はほとんどありません。希望する人には、個人番号カードが発行されますが、全国的に管理するシステムが作動しなくなるなどトラブルが続発し、市町村の窓口では混乱を引き起こしました。

マイナンバーは、今のところ身分証明書以外に使い道がありません。今後、様々な個人情報が詰め込まれるカードを持ち歩くことは、紛失や盗難などのリスクを高めるだけです。カード希望者数も、6月末現在で全国で約1,000万人で、政府の見込み数の半分にも届きません。このことは、多くの国民がこの仕組みを必要としないことを示しているのではないのでしょうか。町民の不利益につながる恐れのあるマイナンバー制度への予算執行には賛成できません。

次に、認定第1号 平成27年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定について

であります。本決算は、新たな施策、子育て支援や、防災減災につながるインフラ整備など、様々な積極的施策が盛り込まれていた点は評価するものですが、先ほど述べましたが、マイナンバー制度に関する予算執行がありました。国策とはいえ、容認できるものではありません。

また、今、日本列島、地震が連続している最中、また、原発そのものの強度不足が懸念されている中、危険極まりない原発が再稼働を続けていますが、実質的な原発推進の任意団体、志賀原子力発電所環境安全対策協議会に補助金を支出しているのは、町民の理解を決して得られるものではないと思います。

よって、議案第 62 号 平成 28 年度志賀町一般会計補正予算（第 2 号）について、認定第 1 号 平成 27 年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定についての 2 つの議案につきまして、議員各位の慎重なご決議をお願いをいたしまして、私の反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

越後敏明議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4 番 南正紀君。

南正紀議員 はい議長。

私は、町長提出 議案第 62 号 平成 28 年度志賀町一般会計補正予算（第 2 号）について、及び認定第 1 号 平成 27 年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

まず、議案第 62 号 平成 28 年度志賀町一般会計補正予算（第 2 号）については、住民生活や経済活動に直結する施策、事業を適正に実施するにあたっての予算の補正を行うものであり、賛意をもって議決すべきものと考えます。

続いて、認定第 1 号 平成 27 年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定については、昨年度に実施された施策が、住民の生活環境、住民福祉等の向上に、どのような成果をもたらしたかの報告であります。その内容は、審査の結果から、住民の生活の安定化に大きく寄与し、また、真に住民の求める成果をもたらしたと判断できるとともに、それぞれの予算の執行額も適切であり、賛意をもって承認すべきものと考えます。

なお、本件中、いわゆるマイナンバー制にかかる予算関係につきましては、これまでも同僚議員が再三申しておりますように、年金や健康保険、税金、住民票、雇用保険などの識別番号を一元化するためにかかるものであります。こ

の制度により、自治体における様々な情報の照合や、転記に要している時間や、労力が大幅に削減されることや、複数の業務間での連携が進み、重複作業などの無駄が削減されることで、行政の効率化が実現するものであります。住民の利便性の向上につきましては、添付書類の削減など行政手続きが簡素化されることや、行政機関が持つ自分の情報が容易に確認できるなど、負担の軽減が実現します。加えて、所得や他の行政サービスの需給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや、給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援ができるようになり、公平公正な社会の実現が達成されます。

これらを勘案したときに、本制度は真に必要な施策であることを申し上げておきます。その他、残余の認定案件につきましても、いずれも住民福祉向上の観点から、すべてに賛意を表すとともに、議員各位の良識的なご判断のもとでのご賛同をお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

越後敏明議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

越後敏明議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

林一夫議員 議長。

越後敏明議長 14番 林一夫君。

林一夫議員 私は、町長提出 議案第 62 号 平成 28 年度志賀町一般会計補正予算（第 2 号）について、認定第 1 号 平成 27 年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定について、いずれも賛成の立場で討論をいたします。

まず、議案第 62 号は一般会計の補正予算であり、その内容はいずれも住民福祉の向上を図る行政運営上、必要不可欠なものであり、一瞬たりとも行政の停滞があっては許されないことから、賛意をもって速やかに補正予算を議決し、その執行にあたられることを希望するものであります。

続いて、認定第 1 号については、一般会計における平成 27 年度決算認定であり、27 年度に実施された事業は、合併 10 周年に相応しく、未来にはばたく子ども達の学び舎である統合小学校建設事業や、放課後児童クラブ整備事業、定住促進に向けたみらいとうぶ宅地造成事業、原子力防災対策の一層の充実・強化を図ることを目的とした公共施設の放射線防護対策工事などを主とし、ソ

フト事業では、安定した雇用創出や新しい人の流れをつくることなどを視点とした人口ビジョン、総合戦略の策定、また、滞在型観光促進のためのレンタカー利用者宿泊助成金と、地域交流型合宿等助成金交付事業の拡充、さらには、健康福祉対策及び子育て支援のための不妊治療費助成など、ハード、ソフト合わせて積極的かつ先駆的な取り組みによって、合併後 10 年の志賀町の土台を築くべく、一般会計歳出総額で、161 億 6,300 万円、実質収支額 8,889 万円の決算には、住民福祉の向上と志賀町の振興発展への願いが凝縮された決算であったと、小泉町長の政治手腕に深く敬意を評するものであり、賛意をもって承認すべきものとする次第であります。

以上、残余の議件につきましても、町の振興及び住民福祉向上の観点から、すべてに賛意を表すとともに、議員各位の良識的なご判断のもとでのご賛同をお願い申し上げ、私の議案第 62 号、認定第 1 号に対する賛成討論といたします。

越後敏明議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

越後敏明議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

越後敏明議長 討論を終結します。

(採 決)

越後敏明議長 これより採決をします。

まず、町長提出 議案第 62 号 平成 28 年度 志賀町一般会計補正予算 (第 2 号) について、を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 14 名)

越後敏明議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第 63 号 平成 28 年度志賀町国民健康保険特別会計

補正予算（第1号）について、ないし第69号 平成28年度志賀町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）について、を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 認定第1号 平成27年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定について、を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 14名）

越後敏明議長 起立多数。

よって、本件は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、町長提出 認定第2号 平成27年度志賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、ないし第12号 平成27年度志賀町立富来病院事業会計決算認定について、を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案認定であります。各件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、各件は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第3 町長追加提出 議案第70号、同意第1号及び第2号（提案理由説明、質疑、委員会付託、委員長報告、討論、採決）

越後敏明議長 次に、本日、町長から追加提出のありました、議案第70号、同意第1号及び第2号を一括して議題とします。

各件に対する提案理由の説明を求めます。

小泉町長。

小泉勝町長 はい、議長。

去る8月30日に提出をしました案件に追加して、本日提出することをお認めいただきました、輪島市道路線の認定及び廃止の承諾にかかる議案1件及び人事案件にかかる同意2件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第70号 輪島市道路線の認定及び廃止の承諾については、輪島市門前町大釜地区で建設が予定されている産業廃棄物管理型最終処分場、門前クリーンパークに関連する案件で、輪島市長から、本町の行政区域内における輪島市道路線の認定及び廃止について承諾を求められたので、道路法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

同意第1号 志賀町教育委員会委員の任命については、本年10月21日をもって任期満了となる富来領家町の貫井和也氏に代わり、安津見の谷内雅人氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

同意第2号 志賀町監査委員の選任については、本年9月23日をもって任期満了となる代田の野崎豊昭氏を、引き続き識見者として選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

以上で追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なご審議の上、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

越後敏明議長 説明を終わります。

(質 疑)

越後敏明議長 次に、各件に対する質疑を許します。

(質疑なし)

越後敏明議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託)

越後敏明議長 議案第70号 輪島市道路線の認定及び廃止の承諾について、を総務産業建設常任委員会に付託します。

(委 員 会 付 託 の 省 略)

越後敏明議長 お諮りします。

同意第1号及び第2号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意案件の委員会付託は省略することに決しました。

ここで、委員会審査のため、暫時休憩します。

(午後2時24分 休憩)

(再 開)

(午後2時50分 再開)

(出席議員 16名)

- | | |
|-----|---------|
| 1番 | 中 谷 松 助 |
| 2番 | 福 田 晃 悦 |
| 3番 | 稲 岡 健太郎 |
| 4番 | 南 正 紀 |
| 5番 | 寺 井 強 |
| 6番 | 堂 下 健 一 |
| 7番 | 南 政 夫 |
| 8番 | 下 池 外巳造 |
| 9番 | 須 磨 隆 正 |
| 10番 | 越 後 敏 明 |
| 11番 | 田 中 正 文 |
| 12番 | 富 澤 軒 康 |
| 13番 | 櫻 井 俊 一 |
| 14番 | 林 一 夫 |
| 15番 | 戸 坂 忠寸計 |
| 16番 | 久 木 拓 栄 |

越後敏明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長追加提出 議案第 70 号に対する委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 田中正文君。

田中正文総務産業建設常任委員会委員長 はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会におきまして、本日町長から追加提出され、議長から付託を受けました、議案第 70 号 輪島市道路線の認定及び廃止の承諾について、休憩中、委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

議案第 70 号は、輪島市内に建設予定の産業廃棄物処分場への進入及び処分場敷地に供する輪島市道について、その一部区間に本町地内が含まれていることから、その該当区間にかかる道路の認定及び廃止の承諾にあたっては、道路法に基づき、本町議会の議決を求めるものであります。

審査において、道路の認定及び廃止の意図には理解を示すものの、本案提出の起因となる当該処分場事業については、志賀町議会では十分な理解を得るための議論がされていないことから、今定例会での議決は拙速との判断に立ち、全会一致をもって、継続審査とすべきものと決した次第であります。

閉会中継続審査とすることで、今後、事業者から詳細な聞き取りを行うなど、適切なる判断をしてまいりたいと考えております。以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

越後敏明議長 委員長報告を終わります。

(質 疑)

越後敏明議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(質疑なし)

越後敏明議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

お諮りします。

町長追加提出 議案第 70 号は、委員長報告のとおり閉会中継続審査とすることにしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は閉会中継続審査とすることに決しました。

(討 論)

越後敏明議長 これより、町長追加提出 同意第1号及び第2号に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

越後敏明議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

越後敏明議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

越後敏明議長 これより採決します。

いずれも、起立によって行います。

まず、町長追加提出 同意第1号 志賀町教育委員会委員の任命について、
を採決します。

本件は、志賀町安津見の谷内雅人氏の志賀町教育委員会委員の任命に付き、
同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

越後敏明議長 起立全員。

よって、本件は同意されました。

続いて、第2号 志賀町監査委員の選任について、を採決します。

本件は、志賀町代田の野崎豊昭氏の志賀町監査委員の選任に付き、同意する
ことに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

越後敏明議長 起立全員。

よって、本件は同意されました。

日程第4 委員会提出 発委第2号(趣旨説明、質疑、討論、採決)

越後敏明議長 次に、本日、議会改革調査特別委員会委員長から提出のありました、発委第2号 志賀町議会の議決すべき事件を定める条例について、を議題とします。

本案の提出者から、説明を求めます。

議会改革調査特別委員会委員長 富澤軒康君。

富澤軒康議会改革調査特別委員会委員長 はい、議長。

今回提出させていただきました、志賀町議会の議決すべき事件を定める条例についての説明をさせていただきます。

人口減少時代到来をしっかりと私どもが認識しつつ、少子高齢化社会において、住民福祉の向上、そしてまた、地域社会の活力ある発展を念頭に置きつつ、町の施策や事業に対して議会で議論をし、最終的に議決という形で意思を表します。この議決は、議会の権限の中で最も重要かつ重大な行為でありますことから、地方議会は、議事機関または議決機関と呼ばれております。ご承知のように、この議決については、法律によって議決すべき事件が定められております。

さて、志賀町においては、議員各位もご承知のとおり、現在、向こう10年間の町づくりの指標や、いわゆるルートマップとなる第2次総合計画の策定に取り組んでおります。この計画は、指標となる基本構想、具体的な計画概要を描く基本計画などからなります。このうち基本構想についてであります。前回、第1次総合計画策定時においては、地方自治法によって議決事件とされておりましたが、今般、地方分権の流れの中で、地方の裁量権が拡大したことにより、平成23年の法改正によって、総合計画の策定義務と議決事件としての定義が取り払われました。

しかし、策定義務がなくなったとはいえ、10年間の長期的展望に立った計画というものは、町の方向性を示す必要不可欠なものであり、本町においても同様の認識のもと、現在、第2次総合計画の策定と相成ったものと考えております。そこで、議会の関与といたしましても、法律の定義がなくなったとはいえ、地方自治法第96条2項には、町の条例で議決すべきものを定めるという、定めることができるということになっておりますことから、多くの市町では、これにより重要な事件を議決事件として、条例で定めているところであります。

以上のことから、志賀町議会といたしましても、第2次総合計画の骨格部分

となる基本構想について、これを議決事件とするための条例を制定し、二元代表制の一翼である議会の関与と議決権限によって、総合計画に、我々議会も作成する町当局と同様、責任の一端を担う姿勢で臨みたいという考えのものです。議員各位におかれましては、趣旨説明を十分理解され、何とぞご賛同いたしますようお願いを申し上げます、私の説明といたします。

越後敏明議長 説明を終わります。

(質 疑)

越後敏明議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

越後敏明議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

越後敏明議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

越後敏明議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

越後敏明議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

越後敏明議長 これより採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

越後敏明議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

越後敏明議長 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配

付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

越後敏明議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

平成 28 年第 3 回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後 3 時 1 分 閉会)

議 長 報 告

1 議長報告第 38 号

入札結果報告について

(平成 28 年 8 月 31 日 15 件)

2 議長報告第 24 号

閉会中の継続調査について

- ・ 総務産業建設常任委員会委員長
- ・ 教育民生常任委員会委員長
- ・ 予算決算常任委員会委員長
- ・ 議会運営委員会委員長

3 議長報告第 25 号

委員会審査報告書

- ・ 予算決算常任委員会委員長

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 越 後 敏 明

志賀町議会議員 堂 下 健 一

志賀町議会議員 南 政 夫